

## 特別職の職員の期末手当の運用について

制 定 平20.6.12 総務給 43

最近改正 平28.6.29 人事給16

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「条例」という。）第5条関係

基準日以前6箇月の期間のうち条例第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員（以下「2号職員」という。）であった期間については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第5条第1項に掲げる日を休日とみなして所定の勤務日の日数を算定し、実勤務日数を算定する。

### 附 則

この規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則 (H28.6.29 人事給 16)

この規程は、通知の日から適用する。